取得許可

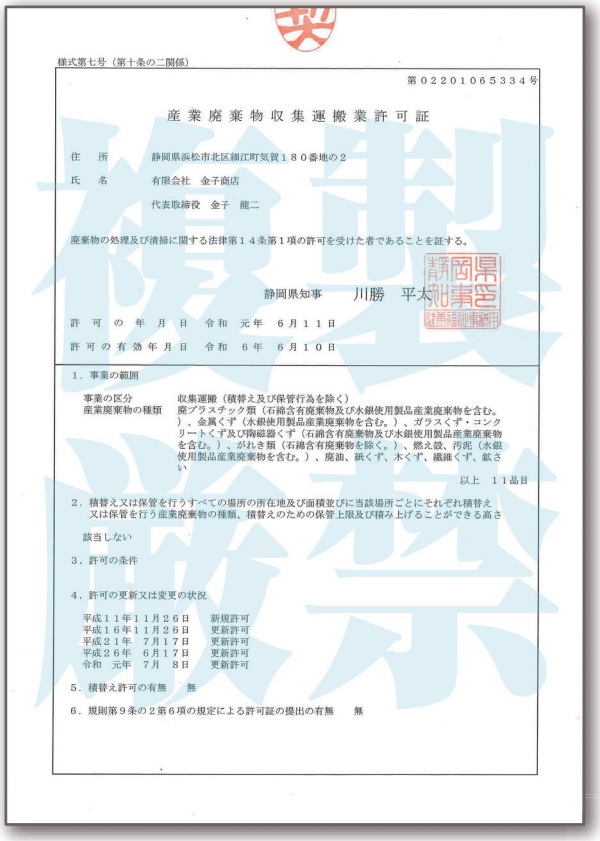

様式第七号（第十条の二関係）

第０２２０１０６５３３４号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　静岡県浜松市北区細江町気賀１８０番地の２

氏　名　有限会社　金子商店

代表取締役　金子　龍二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事　川勝　平太

許可の年月日　令和　元年　６月１１日

許可の有効年月日　令和　６年　６月１０日

１．事業の範囲

事業の区分　収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類　廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を除く。）、燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、鉱さい

以上　１１品目

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

平成１１年１１月２６日　新規許可
平成１６年１１月２６日　更新許可
平成２１年　７月１７日　更新許可
平成２６年　６月１７日　更新許可
令和　元年　７月　８日　更新許可

５．積替え許可の有無　無

６．規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無　無

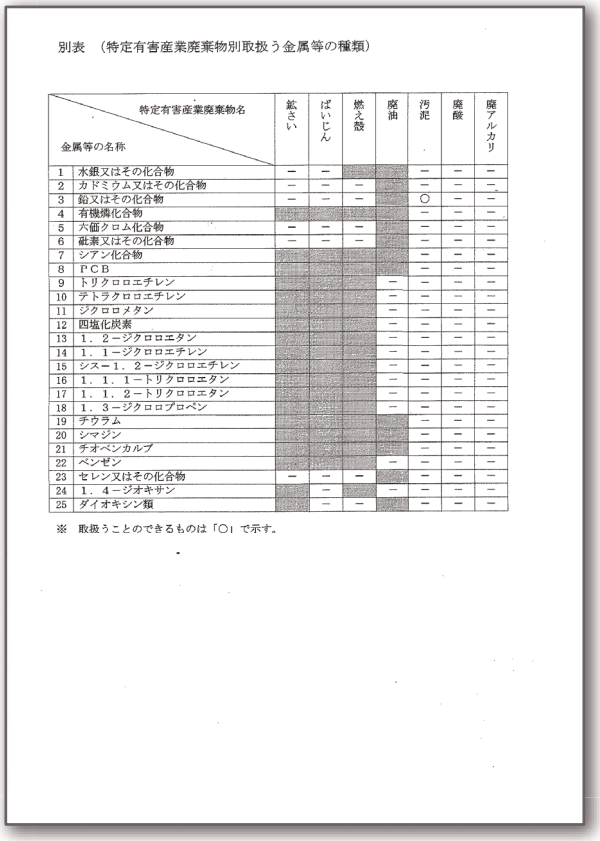

別表　（特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類）

	特定有害産業廃棄物名 / 金属等の名称	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
1	水銀又はその化合物	―	―			―	―	―
2	カドミウム又はその化合物	―	―	―		―	―	―
3	鉛又はその化合物	―	―	―		○	―	―
4	有機燐化合物					―	―	―
5	六価クロム化合物	―	―	―		―	―	―
6	砒素又はその化合物	―	―	―		―	―	―
7	シアン化合物					―	―	―
8	ＰＣＢ					―	―	―
9	トリクロロエチレン				―	―	―	―
10	テトラクロロエチレン				―	―	―	―
11	ジクロロメタン				―	―	―	―
12	四塩化炭素				―	―	―	―
13	１，２－ジクロロエタン				―	―	―	―
14	１，１－ジクロロエチレン				―	―	―	―
15	シス－１，２－ジクロロエチレン				―	―	―	―
16	１，１，１－トリクロロエタン				―	―	―	―
17	１，１，２－トリクロロエタン				―	―	―	―
18	１，３－ジクロロプロペン				―	―	―	―
19	チウラム					―	―	―
20	シマジン					―	―	―
21	チオベンカルブ					―	―	―
22	ベンゼン				―	―	―	―
23	セレン又はその化合物	―	―	―		―	―	―
24	１，４－ジオキサン		―		―	―	―	―
25	ダイオキシン類		―	―		―	―	―

※　取扱うことのできるものは「○」で示す。

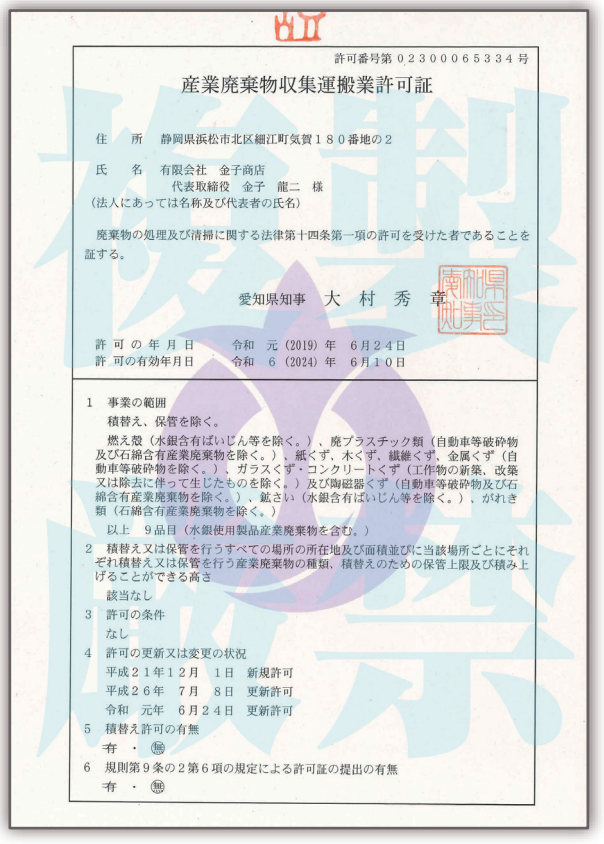

許可番号第０２３０００６５３３４号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　静岡県浜松市北区細江町気賀１８０番地の２

氏　名　有限会社　金子商店
代表取締役　金子　龍二　様
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事　大村秀章

許可の年月日　令和　元（2019）年　６月２４日
許可の有効年月日　令和　６（2024）年　６月１０日

１　事業の範囲
積替え、保管を除く。
燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
以上　９品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３　許可の条件
なし

４　許可の更新又は変更の状況
平成２１年１２月　１日　新規許可
平成２６年　７月　８日　更新許可
令和　元年　６月２４日　更新許可

５　積替え許可の有無
有　・　無

６　規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無
有　・　無

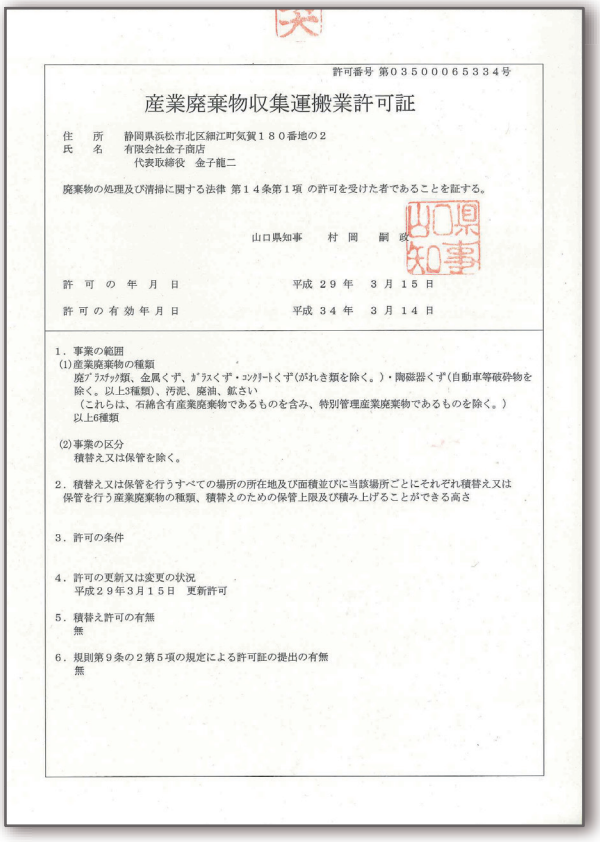

許可番号　第０３５０００６５３３４号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　静岡県浜松市北区細江町気賀１８０番地の２
氏　名　有限会社金子商店
代表取締役　金子龍二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事　村岡　嗣政

許可の年月日　平成２９年　３月１５日

許可の有効年月日　平成３４年　３月１４日

１．事業の範囲
(1)産業廃棄物の種類
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、金属くず、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、汚泥、廃油、鉱さい
（これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上6種類

(2)事業の区分
積替え又は保管を除く。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
平成２９年３月１５日　更新許可

５．積替え許可の有無
無

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無
無

取得許可

許可番号第０６３２１０６５３３４号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　静岡県浜松市北区細江町気賀１８０番地の２
名　称　　有限会社　金子商店
代表者の氏名　　代表取締役　金子　龍二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

浜松市長　鈴木　康友

許可の年月日　平成３０年　１月３０日
許可の有効年月日　令和　５年　１月２９日

１．事業の範囲
（１）事業の区分
　中間処分（圧縮）
（２）産業廃棄物の種類
ア　圧縮
　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
　以上　６種類
２．事業の用に供するすべての施設
（１）圧縮施設
ア　設置場所
　浜松市北区細江町気賀字八剣１３５番１　外１筆
イ　設置年月日
　令和　２年　６月１０日
ウ　処理能力
　廃プラスチック類　78.4t／日
　紙くず　78.4t／日
　木くず　112t／日
　繊維くず　140t／日
　金属くず　192t／日
　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず　376t／日

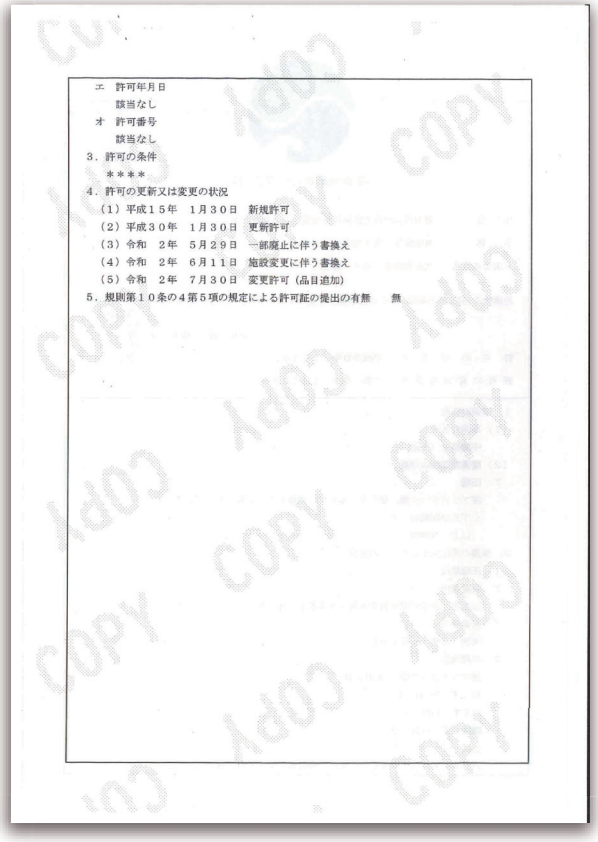

エ　許可年月日
　該当なし
オ　許可番号
　該当なし
３．許可の条件
　＊＊＊＊
４．許可の更新又は変更の状況
（１）平成１５年　１月３０日　新規許可
（２）平成３０年　１月３０日　更新許可
（３）令和　２年　５月２９日　一部廃止に伴う書換え
（４）令和　２年　６月１１日　施設変更に伴う書換え
（５）令和　２年　７月３０日　変更許可（品目追加）
５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　無

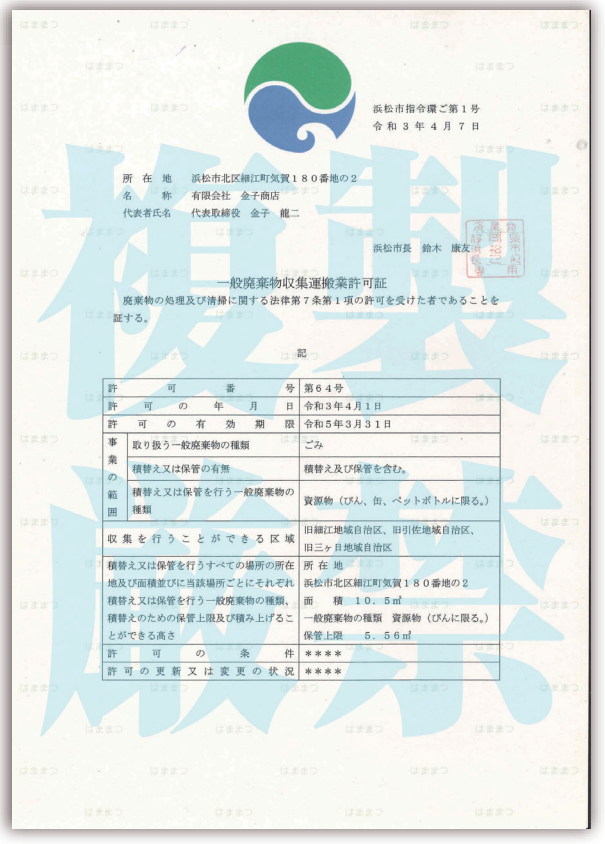

浜松市指令環ご第１号
令和３年４月７日

所在地　浜松市北区細江町気賀１８０番地の２
名　称　有限会社　金子商店
代表者氏名　代表取締役　金子　龍二

浜松市長　鈴木　康友

一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の許可を受けた者であることを証する。

記

許可番号		第６４号
許可の年月日		令和３年４月１日
許可の有効期限		令和５年３月３１日
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	ごみ
	積替え又は保管の有無	積替え及び保管を含む。
	積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類	資源物（びん、缶、ペットボトルに限る。）
収集を行うことができる区域		旧細江地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区
積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ		所在地 浜松市北区細江町気賀１８０番地の２ 面積　１０．５㎡ 一般廃棄物の種類　資源物（びんに限る。） 保管上限　５．５６㎥
許可の条件		＊＊＊＊
許可の更新又は変更の状況		＊＊＊＊

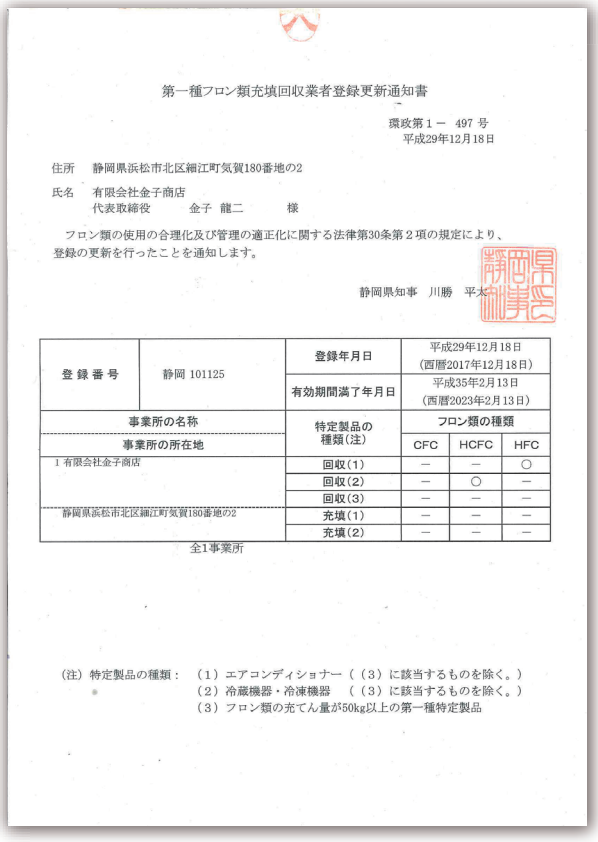

第一種フロン類充填回収業者登録更新通知書

環政第１－　497　号
平成29年12月18日

住所　静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
氏名　有限会社金子商店
　　代表取締役　　金子　龍二　　様

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第２項の規定により、登録の更新を行ったことを通知します。

静岡県知事　川勝　平太

登録番号	静岡 101125	登録年月日	平成29年12月18日（西暦2017年12月18日）		
		有効期間満了年月日	平成35年2月13日（西暦2023年2月13日）		
事業所の名称		特定製品の種類（注）	フロン類の種類		
事業所の所在地			CFC	HCFC	HFC
１有限会社金子商店		回収（1）	－	－	○
		回収（2）	－	○	－
		回収（3）	－	－	－
静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2		充填（1）	－	－	－
		充填（2）	－	－	－

全1事業所

（注）特定製品の種類：（１）エアコンディショナー（（３）に該当するものを除く。）
（２）冷蔵機器・冷凍機器（（３）に該当するものを除く。）
（３）フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品

取得許可

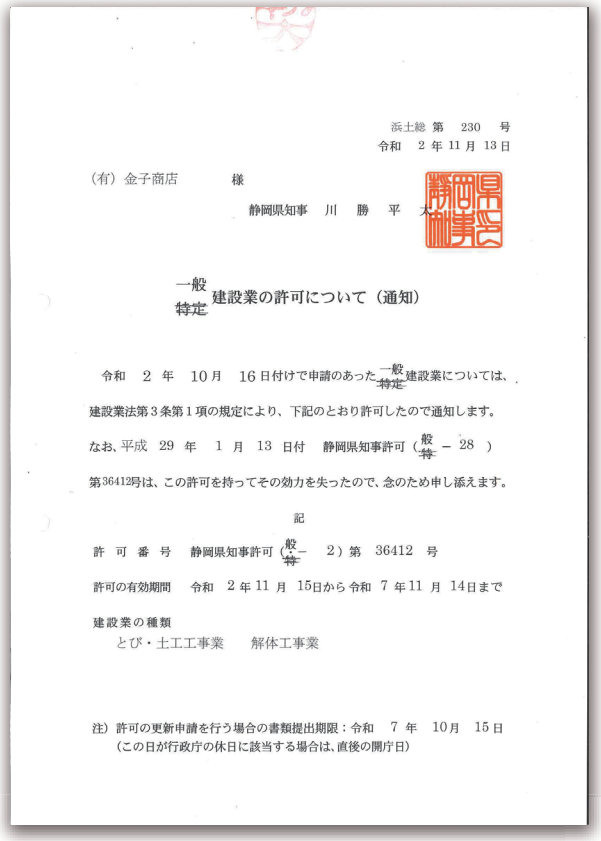

浜土総 第 230 号
令和 2 年 11 月 13 日

（有）金子商店 様

静岡県知事 川 勝 平 太

一般 特定 建設業の許可について（通知）

令和 2 年 10 月 16 日付けで申請のあった 一般 特定 建設業については、
建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。
なお、平成 29 年 1 月 13 日付 静岡県知事許可（般 特 － 28 ）
第36412号は、この許可を持ってその効力を失ったので、念のため申し添えます。

記

許 可 番 号 静岡県知事許可（般 特 － 2）第 36412 号
許可の有効期間 令和 2 年 11 月 15日から令和 7 年 11 月 14日まで
建設業の種類
とび・土工工事業 解体工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 7 年 10月 15 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

intertek
Total Quality. Assured.

CERTIFICATE OF REGISTRATION

認証登録証明書

有限会社金子商店

静岡県浜松市北区細江町気賀180-2
事業所名及びその所在地は添付付属書参照
貴組織のマネジメントシステムが以下の規格に適合していることを確認しました。

ISO 14001:2015

本マネジメントシステムは下記の認証登録範囲に適用されます。

産業廃棄物の収集運搬・中間処分；一般廃棄物の収集運搬；
製紙原料・製鋼原料・非鉄金属のリサイクル；計量作業

認証登録番号
12744

初回登録日
2007年10月3日

認証決定日
2019年9月20日

認証発行日
2019年9月20日

有効期限
2022年10月2日

Intertek

Calin Moldovean
President, Business Assurance

Intertek Certification Limited, 10A Victory Park, Victory Road, Derby DE24 8ZF, United Kingdom

Intertek Certification Limited is a UKAS accredited body under schedule of accreditation no. 014.

In the issuance of this certificate, Intertek assumes no liability to any party other than to the Client, and then only in accordance with the agreed upon Certification Agreement. This certificate's validity is subject to the organization maintaining their system in accordance with Intertek's requirements for systems certification. Validity may be confirmed via email at certificate.validation@intertek.com or by scanning the code to the right with a smartphone. The certificate remains the property of Intertek, to whom it must be returned upon request.

Page 1 of 2

intertek
Total Quality. Assured.

APPENDIX TO CERTIFICATE OF REGISTRATION

この認証登録証明書で網羅する各事業所の名称及び所在地

有限会社金子商店

This appendix is linked to the Main Certificate # 12744 and cannot be shown nor reproduced without it.

第二工場

静岡県浜松市北区細江町気賀135-2

産業廃棄物の収集運搬・中間処分；製鋼原料・非鉄金属のリサイクル

In the issuance of this certificate, Intertek assumes no liability to any party other than to the Client, and then only in accordance with the agreed upon Certification Agreement. This certificate's validity is subject to the organization maintaining their system in accordance with Intertek's requirements for systems certification. Validity may be confirmed via email at certificate.validation@intertek.com or by scanning the code to the right with a smartphone. The certificate remains the property of Intertek, to whom it must be returned upon request.

Page 2 of 2